

写

唐津市犯罪被害者等支援条例をここに  
公布する。

平成 29年 3 月 24 日

唐津市長 峰 達郎

唐 津 市

## 唐津市条例第4号

### 唐津市犯罪被害者等支援条例

#### (目的)

**第1条** この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に定める基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関し基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 犯罪等 犯罪行為及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った市民等及びその家族又は遺族をいう。
- (4) 関係機関等 国、県、警察その他の関係行政機関、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (5) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (6) 市民等 市民及び市内に通勤し、通学し、若しくは滞在している者又は市内において事業活動を行う団体をいう。

#### (市の責務)

**第3条** 市は、第1条の目的を達成するため、犯罪被害者等の支援に関する施策を講じなければならない。

2 市は、前項に規定する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

#### (市民等の責務)

**第4条** 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分に配慮し、二次的被害の防止に努めなければならない。

2 市民等は、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

**第5条** 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

**第6条** 市長は、犯罪行為により死亡した市民の遺族又は傷害を受けた市民に対し、経済的な負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、次に掲げる見舞金を一時金として支給するものとする。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 傷害見舞金 100,000円

(広報及び啓発)

**第7条** 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性、犯罪被害者等の支援等について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

**第8条** 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成29年4月1日から施行する。